

小規模保育事業 B 型
西区中央もえぎ保育室

入園のしおり
(重要事項説明書)



「もえぎ」とは

大きいの小さいの、太いの細いの、

それぞれの大きさに萌えたつ新芽を指します

ひとりひとり異なったペースでの成長をサポートする保育を

大事に考えています

園への連絡先

携帯電話 080-4181-0398

※開園時間内、時間外ともに上記番号へお願いします

（時間外は留守電にお名前と連絡内容をお話してください。

緊急の内容の際には、折り返しさせていただきます）

※メール対応不可

目次

ページ

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 目次 | 2 |
| もえぎの保育理念、施設の目的及び運営の方針 | 3 |
| 1 提供する保育の内容、日、時間 | 4 |
| 2 保育料等の納入 | 5 |
| ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 | 6 |
| 3 保育室の一日 | 7 |
| 4 慣らし保育 | 8 |
| 5 準備していただくもの | 9～10 |
| 6 登園・降園 | 11～12 |
| 7 園と家庭の連絡等 | 13 |
| 8 健康管理・健康診断 | 14～20 |
| ・感染症 | |
| ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎 | |
| ・与薬について | |
| 9 アレルギー疾患に対する保育施設の対応 | 21 |
| 10 緊急災害時の対応 | 22～23 |
| 11 延長保育、土曜保育の利用 | 24～25 |
| 12 苦情解決のしくみ | 26～27 |
| 13 個人情報の取り扱い | 28 |
| 14 虐待防止のための措置 | 29 |
| 15 その他 | 30 |
| 年間行事予定 | 31 |
| 園の概要 | 32 |
| 様式 | |
| ・意見書（医師記入用）HP 保護者ページ掲載 | |
| ・登園届（保護者記入用）登園届：インフルエンザ用・新型コロナ用 | |
| ・与薬に関する主治医意見書（医師記入用） | |
| ・与薬依頼書（保護者記入用） | |
| ・延長保育利用申込書 | |
| ・苦情申出書 | |
| （アレルギー児のみ使用） | |
| ・「生活管理指導表」 | 様式 1：医療機関 記入 |
| ・「食物アレルギー対応票」 | 様式 2：保護者 記入 |
| ・「緊急時個別対応票」 | 様式 3：保護者 記入 |
| ・エピペン対応票 | 様式 4：保護者 記入 |
| ・「アレルギー対応申請書」 | 様式 5：保護者 記入 |
| ・除去解除申請書 | 様式 6：保護者 記入 |



保育理念

ひとりひとりの豊かな成長を促す為の
落ち着いた雰囲気と保健的で安全な環境を提供する

- *心地よく無理のない生活リズムの中で生活面、情緒面の安定を図ります
- *ひとりひとりを大切に、急がせることなく個性に合わせた成長の手助けをしていきます
- *子育ての情報発信、家庭との連携により子どもにとってより良い環境作りに努力します
- *安全と衛生には特に注意しお子さまを大切にお預かりします

保育方針

- *健康的で安全な環境を作り常に身体の状態を観察し、快適に生活できるようにする
- *一人ひとりの子どもの生活リズムを重視して生理的欲求や依存欲求を満たし生命の保持と生活面、情緒面の安定を図る
- *保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者への支援に努める

保育目標

豊かな感受性を育み、人を大切にしようとする気持ちをもつ
主体的に判断し行動できる子ども
～好奇心を持ち、様々な事を日々楽しむことのできる心～

施設の目的

- *小規模保育事業B型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども（以下「利用子ども」という）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする（運営規定より抜粋）

運営の方針

- *当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す
- *保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める
- *当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める（運営規定より抜粋）

1 提供する保育の内容、日、時間

1) 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針、及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

| クラス | 保 育 計 画 |
|-----------------|--|
| 0 歳 児 | 安心できる環境の中で、五感を使った体験をたくさんして、身の回りに対する興味や好奇心の芽生えを育む（養護） 保育者との信頼関係をしっかり築き、人との関わりを喜び、活発に遊んだり自己主張する（教育） |
| 1 歳 児 | 安定したリズムで過ごし、食事を喜んで食べ、排泄・着脱などを保育者と一緒に自分でやってみようする気持ちが芽生えるようにする（養護） 保育者との繋がりを基に、自分の思いを言葉や行動で伝えようとする（教育） |
| 2 歳 児 | ひとりひとりの自我の育ちを見守り、受け止めながら情緒の安定を図り、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする（養護） 大好きなあそびを見つけ、友だちとのやりとりを楽しみ、あそびを広げていく（教育） |
| そ の 他 (年間行事) | 親子遠足、七夕、ピクニック、ハロウィン、お店屋さんごっこ、クリスマス会、豆まき、果物狩り、ひな祭り、おわかれ会、お誕生会、身体測定、健康診断、避難訓練、引き渡し訓練、1日保育参加 等 |

2) 開園日 平日・土曜日 3) 休園日 日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

3) 保育を提供する時間

【標準時間認定】

| 保育時間 | 開園時間 | |
|---------|------------|-------------|
| | 通常保育 | 延長保育 |
| 平日（月～金） | 7:30～18:30 | 18:31～19:30 |
| 土曜 | 7:30～18:30 | |
| 日/祝日 | お休み | |

【短時間認定】

| 保育時間 | 開園時間 | | |
|---------|-----------|------------|-------------|
| | 延長保育 | 通常保育 | 延長保育 |
| 平日（月～金） | 7:30～8:29 | 8:30～16:30 | 16:31～19:30 |
| 土曜 | 7:30～8:29 | 8:30～16:30 | 16:31～18:30 |
| 日/祝日 | お休み | | |

※延長保育には別途料金がかかります

2 保育料等の納入

- ・銀行口座引落 ご指定いただいた預金口座より引落しさせていただきます。
- ・引落日 毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- ・項目 翌月分の保育料と前月の延長料金・補食代・保険料（年度初月のみ 次ページ参照）
- ・詳細 納入いただく金額、給付額を、毎月書面にてご連絡します。（20日頃）
- ・注意事項 再引落しはできません。前日までに口座残高のご確認をお願いします。（引落し不能の際は、振込み対応。振込手数料は保護者負担。）
- ・引落日スケジュール

| 引落日 | 曜日 | 基本保育料 | 延長・補食代 | 他 | 引落日 | 曜日 | 基本保育料 | 延長・補食代 | 他 |
|------|----|--------|--------|-----|-------|----|-------|--------|---|
| 4/30 | 火 | 4・5月分 | | 保険料 | 10/28 | 月 | 11月分 | 9月分 | |
| 5/27 | 月 | 6月分 | 4月分 | | 11/27 | 水 | 12月分 | 10月分 | |
| 6/27 | 木 | 7月分 | 5月分 | | 12/27 | 金 | 1月分 | 11月分 | |
| 7/29 | 月 | 8月分 | 6月分 | | 1/27 | 月 | 2月分 | 12月分 | |
| 8/27 | 火 | | 7月分 | | 2/27 | 木 | 3月分 | 1月分 | |
| 9/27 | 金 | 9・10月分 | 8月分 | | 3/27 | 木 | | 2月分 | |

※独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済制度（令和5年度） ¥210

* 200床以上の病院でかかる特定療養費（500～10,000円位（紹介状持参や救急搬送等やむを得ない場合を除く））や¥5,000未満の受診については補てんされません。

* 共済掛金の負担額については、年度毎に見直しがあるため変更となる場合があります。

※3月の延長料金・補食代は4月保育料と一緒に引き落としとなります。

※新入園の方で、手続きが完了していない方

※4月・5月の保育料・保険料はお振込みをお願いいたします。

振込先、納入金額につきましては、改めてお知らせいたします。

※9月に支給認定負担区分の階層が見直されるため、保育料保護者負担額が変更になることがあります。9月分の基本保育料は、変更額が決定した9月に10月分と併せて2ヶ月まとめてのお支払いになります。

※支払いの料金（保育料）が負担区分の変更等の理由で変更となったことが判明した場合、在籍時かどうかに関わらず、判明した日から一番近い振替日に回収もしくは返金させていただきます。尚、回収の場合、振替手数料はご負担いただきます。

※毎月、写真販売・動画販売を行っています。

ルクミーフォトにて販売 写真1枚：¥55

動画1本：¥509（税込み）

※(株)BABYJOB「手ぶら登園」（おむつ定額サービス）を導入しています。

おむつ・おしりふき（月額）¥2,508－横浜市助成¥500⇒¥2,008

エプロン・口拭き（月額）¥877－横浜市助成¥500⇒¥377

*詳細につきましては、P.10参照

◎独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

特定非営利活動法人育援会では西区中央もえぎ保育室に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、後日配布の同意書に御記入の上、園へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|--|---|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水) (・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎) (・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病) | |
| 障害 | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。) | 障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円) |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円) |
| | 突然死 運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円) |
| | 突然死 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,400万円(通学(園)中の場合も同額) |

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項








- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

■ 共済掛金(年額) 保護者等負担額 210円(特定非営利活動法人育援会負担額 155円)

※保育中のケガ等で災害給付を申請し、支給決定した場合の給付金は、毎月の実費等の引落し口座と同じ口座に振込みます。

理由:給付の都度、保護者へ口座の確認などのやりとりをなくし、支給決定後の迅速な振込みに対応するため。

3 保育室の一日 (4月) ※発達に合わせて徐々に変更していきます

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
|--------------|---|--|---|
| 7:30 8:30 | | 標準時間保育開始 短時間保育開始 (健康観察) おむつ替え 排泄(トイレ) | |
| 9:00 | | 水分補給・おやつ | |
| 9:30 | | 戸外遊び (雨天時など、室内にて設定保育) | |
| 10:00 | (個々の欲求に合わせて睡眠) | | |
| 10:30 |  | 帰園 手洗い、おむつ替え、着替え |  |
| 10:40 | 食事 (個々の欲求に合わせて授乳) | | |
| 11:00 | | 食事 | |
| 11:10 |  |  | 食事 |
| | | おむつ替え、排泄、着替え、検温 | |
| 12:00 | | お昼寝 (個々の欲求に合わせて入眠、目覚め) | |
| | |  | |
| 14:50 | | 起床 おむつ替え、排泄、着替え | |
| 15:10 | | おやつ、水分補給 | |
| 15:45 | | 自由遊び 順次お迎え | |
| 16:30 | | 短時間保育終了 | |
| 17:00 | | おむつ替え、水分補給 |  |
| 18:30 |  | 標準保育終了、延長保育 補食 | |
| 19:30 | | 閉園 | |

行事の行われる日は上記の通りではありません。
発達に合わせて徐々に変更していきます。

4 慣らし保育

初めての環境は、子どもにとっても不安なものです。短時間の保育生活から、保育園での生活に溶け込めるようにしていきます。慣らし保育の期間は、環境や保育者に慣れていき、新しい環境でも「楽しい」「安心できる」と感じてもらえるよう、保育者との信頼関係を築く大切な期間です。保護者の方にとっては、悩みや心配事も出てくるかもしれません。保護者の方にとっても、保育者にとっても、お互いに慣れて信頼関係を築く期間でもあります。

お悩みや、心配事、なんでもご相談くださいますよう、お願いいたします。

- ・スケジュールは別紙を参照ください（最短 10 日間）
- ・慣らし保育の期間中は、土曜保育はありません

☆お悩み・心配事の一例

家を出たがらない（1日目よりも2日目以降に多い）

なぜ？

- ・いつもと違うので不安を感じている
- ・慣れない場所への記憶に緊張している

対処法は？

- ・出発時間を早めに設定し、保育園に行くことの楽しさを到着するまでの道のりで感じてもらえるような雰囲気をつくりましょう。
- ・決して家を出たがらないことを叱ったり責めたりするのは避けましょう。
- ・保護者や大人が時間に追われていることを表には出さなくても、子どもには焦りが伝わってしまうので、ゆったりじっくり対応できるよう、必要以上に時間に余裕を持ちましょう。

保育園につくと大泣きする

なぜ？

- ・ママと離れたくない、園にまだ慣れていない、たくさんの子どもに緊張している

対処法は？

- ・園までたどり着けたことをたくさん褒め、後ろ髪ひかれると思いますが、できるだけ速やかにお預けください。あとは、保育者が保育園を楽しんでいるよう全力で努めていきます。

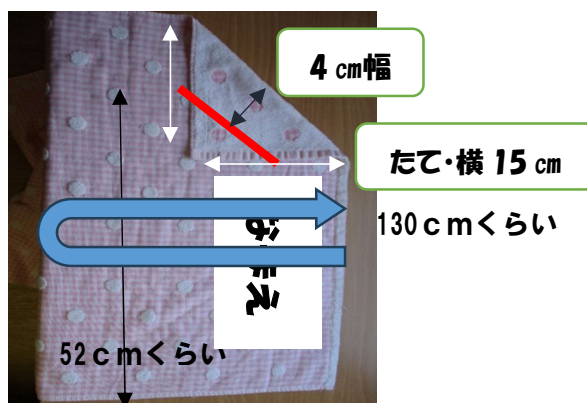
慣らし保育が終わっても慣れない

どの程度の期間で慣れるのかは、ひとりひとり違います。初日から慣れる子も、何か月もお別れが大変な子もいます。個性と考えるいただけだと思います。保護者の方と保育者が笑顔でお話ししている姿を見ると、子どもたちも安心して慣れてくれると思います。どんなことでもお話しください。

5 準備していただくもの

◎入園時

- 紅白帽子 ……赤、白両面にお名前を書いてください
ゴムの長さを調節して持ってきてください
- シーツ ……バスタオルの角を折って縫い、ゴムを通してください（市販可）



紅白帽子(白に記名してください)



シーツ

- ↑バスタオルの四隅の角を15 cm折り曲げ4 cmの幅にゴムの通り道を縫って下さい。
ゴムの長さは45 cmです。
太さは2.5 cm~3 cm程度。
タオルは130×52 cm以上を選んで下さい
※市販の物でも構いません。(コットカバー)

- ※スプーン、フォーク、食器類・・・発達にあった食具を使用します
- ※コップ、ストローマグ哺乳瓶・・・すべて園で用意します
(面談時、乳首の穴のサイズをお伝えください)
- ※粉ミルク・・・「明治ほほえみ」を用意します
(アレルギー等、特別な事情の場合はご相談ください)

◎毎日のもちもの

- 使用済みの洗濯物を入れる袋(ビニール袋)
(子どもたちが自分でビニール袋に入れることもありますので、
手提げビニール袋Sサイズ以上の袋をお願いします)
- 半袖肌着(年間を通して**半袖**でお願いいたします)
- 着替え Tシャツ・ズボン・肌着は、ロッカーに常時2組、着替え袋に朝1組入っているようにしてください(着替え袋は園で用意)
- ルクミー連絡帳を登園前(8時30分まで)に入力し提出してください
(夕食、朝食、睡眠、便、入浴、検温、家での様子、お迎え)

◎その他、準備いただくもの

- バスタオル 午睡時に掛けて寝ます
- シーツ 午睡時に敷いて寝ます(入園児に準備するもの参照)

◎おむつ、エプロン・手口拭きについて

育援会4園では、おむつ、手拭き・手口拭きのご準備に「てぶら登園」のサブスクを導入しており、ご利用をおすすめしています。

「てぶら登園」のサイト（「よくある質問」も参考にしてください）と下記を確認いただき、ご検討ください。

サブスクを利用せず、ご家庭で購入したものを持参することも可能です。

てぶら登園サイ



【サブスクの内容・料金】

- ・ご契約は業者と保護者さまの直接契約となります
- ・業者から園におむつ等が届き、何枚使用しても同料金です
- ・おむつは、S マミーポコとなります。

利用料は業者へのお支払いとなります（横浜市助成金は園から業者へ支払います）

| おむつ・おしりふき（月額） | | エプロン・手口拭き（月額） | |
|---------------|--------|---------------|-------|
| サブスク利用料 | ¥2,508 | サブスク利用料 | ¥ 877 |
| 横浜市助成 | ¥△500 | 横浜市助成 | ¥△500 |
| お支払い | ¥2,008 | お支払い | ¥ 377 |

※価格改定の可能性もあります

【サブスクを利用しない（おむつ・おしりふき・エプロン・手口拭きを持参する）場合】

おむつ・・・ 1 パック（残り半分程度でお声がけします。1枚ごとの名前記入は不要です）

おしりふき・・・2つ（無くなりそうになったらお声がけしますので1つお持ちください）

エプロン・手口拭き・・・それぞれ食事の回数分（水洗いして返却します。お洗濯をお願いします）



◎注意点

- ※ ボタン、スパンコールなど、外れてしまうと口に入って危険なものは、取っていただくか、着用しないでください。誤飲・誤嚥事故防止のため、お願いします。
- ※ 髪留めも上記理由から控えてください。髪をとめる場合は、シンプルなゴムを利用し落ちた時にはっきり見える色（黒や濃い色）のものを使用してください。
- ※ **フードのついていないものを用意してください。（外遊び用防寒着も）**
- ※ サンドルや長靴、ブーツでは散歩に行けません。履いて登園する場合、外遊び用の靴を持ってきてください。
- ※ 食べ物、飲み物の持ち込みは禁止です。お口の中も何もない状態で登園してください。

名前をわかりやすく書いてください

（靴下・運動靴・肌着等の持ち物全部に記名をお願いします）

6 登園・降園

登園時刻、降園時刻の打刻

【登園時】

- ・インターホンで「101」を呼び出し、自動ドアが開いたら、玄関ドア前でお待ちください。
※応答がないときには、もう一度呼び出してください。玄関のベルは慣らさなくて良いです
(他園で、保護者と一緒に不審者がエントランスを入ってしまった事例が発生しています。園関係者以外が一緒に入らないようご配慮をお願いいたします)
- ・玄関にてルクミー打刻を行っていただき、持ち物を職員へ渡し、朝の様子等お伝えください

【降園時】

- ・保育者からの伝達をお聞きください。
- ・玄関にて、ルクミー打刻をお願いします。
- ・打刻後は、速やかに降園をお願いいたします。

注意事項

※お迎え時は、お仕度が終わって出る直前の時刻になります。その時点で
18:30(短時間利用;16:30)を超えますと延長保育となりますのでご注意ください
をお願いいたします。

お仕度、伝達にかかる時間も見越して、お迎えにいらっしゃってください。

9:00 までに登園してください * 9:00 を過ぎると朝おやつを提供が出来ない事もあります

「早寝早起き朝ごはん」は、1日のエネルギーとなります。しっかり眠り、しっかり食べて登園しましょう。

登園が遅れると生活の流れに入りづらかったり、全体の活動に支障が生じたりします。生活リズムを整え園生活にスムーズに入れるようにしましょう。

保育要件がない日(どちらかがお休みの日等)は、園にお知らせください

お休みの日は、お子さんとのスキンシップのために大切にお使いください。

園の利用は可能ですが、緊急連絡がつくよう連絡先を明らかにして預けてください。

また、できるだけ早い時刻のお迎えをお願いいたします。

遅刻の場合でも、11時までに登園をお願いします

受診や健診後に登園する等の遅刻時は、おやつや給食準備の都合上、複数回連絡ください。

① 必ず9時前にルクミーにて連絡、又は電話連絡

② 登園時刻が確定した時点で、再度電話連絡。(どこへ登園すれば良いか確認)

※ 戸外保育中の時間は、公園等までお連れさせていただきます

③ 11時まで(出来れば給食の「いただきます」に間に合う時刻が望ましい)に登園

11時を超えての受け入れ、受診以外の頻繁な遅刻は、生活上の観点からお断りいたします

荒天時など交通機関が不通の場合

計画運休や完全運休などで2人以上の職員配置が取れない場合、**休園**になります。
開園できても、給食が提供できない場合には**お弁当持参**のお願いをさせていただきます。
荒天時等の場合、開園できていれば11時以降の登園でもお預かりしますので、事前に登園見込み時刻のお電話をいただき、交通機関の不通が解消し通勤できるようになってから、安全第一で登園をお願いいたします。

ネームカードを首から下げ、提示をお願いします(送迎時)

目的：防犯・安全対策（管理人・居住者・地域の方などへ、不審者との区別）

提示：玄関先でネームカードを確認（保護者以外の親類等でも提示により送迎可）

配布：ネームカード（3枚）、ホルダー（1個） **退所時返却*紛失にご注意ください**

降園予定時刻、お迎え予定者の変更

ルクミー連絡帳の入力から変更になるとき、必ず連絡ください。（ルクミー入力+電話）
連絡がない場合、保護者以外の変更者への引き渡しはできません。
防犯上の観点からご了承ください。

登園前の検温、健康観察

体温は登園前に測り、ルクミー連絡帳へ入力してください。
悩むときにはお電話ください。また、どうしてもお仕事を休めない日がある場合には、病児保育への登録をおすすめします。下記の場合、登園を控えてください。

- ・ 体温が 37.5℃以上ある
- ・ 24 時間以内に 38℃以上の発熱があった。前日、38℃以上の発熱で早退した。
- ・ 24 時間以内に解熱剤を使用した。
- ・ 熱は 37.5℃以下だが、元気がなく、機嫌が悪い、食欲がない、水分を摂れていない。
- ・ 下痢・嘔吐が 24 時間以内に 2 回以上あった（8 健康管理 参照）
- ・ 24 時間以内に首から上を打った。（医師に登園可能の判断を仰いでください）
- ・ 予防接種を受けた直後の保育は、体調の変化も考えられるため、ご家庭での経過観察をお願いします

園からの体調連絡 「保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省令和4年10月一部改訂)」

園で上記の容態が現れた際には、いただいている優先順位の上位連絡先から速やかにご連絡いたします。低年齢児は、体調が急変するリスクが大きいことをご理解いただき、速やかにお迎え、家庭保育をお願いします。医療機関への受診をお勧めすることがあります。受診後、ご連絡をお願いします。また、緊急事態が生じた際には、主治医に相談する等の措置を講じることがあります。

※発熱時の体温を目安とし、個々の子どもの容態に応じて対応を個別に判断します。

7 園と家庭の連絡等

生まれてから入園まで、子どもたちの生活は「家庭」のみでした。保育園に入園すると、子どもたちの生活は「家庭」と「保育園」の両方になります。その「家庭」と「保育園」がしっかり連携していかないと、子どもたちは迷ったり不安になっていきます。家庭での様子を園にお伝えいただき、園での様子を家庭へお伝えしていくことが大切です。時に、伝えたくないこともあるかもしれませんが、「子どもたちのために」伝えあっていきましょう。

ルクミー連絡帳

<家庭から>

朝の体温・家庭での様子・生活情報（食事・睡眠・排泄等）・家庭での様子を入力してください。ある程度の期間が経過してからの記録が重要な情報になることもあります。

<園から>

生活（食事・睡眠・排泄等）・園での様子・連絡事項を入力します

園だより、ほけんだより、給食だより(月初ルクミーおたよりにて送信)

毎月、子どもたちの様子や、その時に役立てていただきたい情報など掲載しています。季節に合わせた情報や、意識していただきたい情報を載せていますので、必ず目を通してください。

見ていただけましたら、下部にある確認しましたボタンを押してください

* 「ルクミーFamily」において複数の保護者が登録されている場合、どなたか一人が確認されたタイミングで「確認済み」となりますので、お気を付けください。

ホームページ・ブログ

保育の様子を写真・動画付きで掲載しています。

HP (<https://moegi-ikuenkai.ed.jp/>)

インスタグラム ユーザーネーム : nishiku.moegi

(<https://www.instagram.com/nishiku.moegi/>)



HP



NISHIKU.MOEGI

インスタグラム

一日保育参加

希望制

緊急時対応

事故などの緊急時、災害時に緊急連絡先を使用します。園外へ持ち出すことがあります。

緊急連絡先はいつでも**必ず繋がるように**しておいてください。

電波が届かない、出ることのできない携帯電話などは、緊急時に連絡がつきませんので、勤務先等、必ず連絡が取れる連絡先を複数ご用意ください。変更時には、お申し出をお願いします。また、事故等発生した場合、西区こども家庭支援課にも連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 健康診断、健康管理

◎身体測定（毎月）

身長・体重を計測します。

◎健康診断（年2回）

事前に健康台帳への追記、問診票の記入をお願いしています。

身長・体重の成長曲線も同時にお渡ししますので、確認していただき、気になる点があれば、健康診断前に伝えていただくことでより良く見ていただけるようにしています。

嘱託医：進藤医院（進藤暢彦 医師）

横浜市西区中央 2-36-7 045-321-5664

◎歯科健診（年2回）

嘱託医：よしだ歯科クリニック（吉田大輔 歯科医師）

横浜市西区平沼町 4-1 E-101 045-290-8525

◎嘔吐・下痢

「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省平成30年3月）」より以下の場合、登園を控え家庭保育、容体によって受診をお願いします。

- ・ 24時間以内に2回以上の嘔吐、または水様便が出ている
- ・ 嘔吐に伴い、体温がいつもより高い、食欲がなく、水分を欲しがらない、機嫌が悪く、元気がない、顔色が悪くぐったりしている
- ・ 食事や水分を摂ると下痢をする（1日4回以上）、下痢に伴い、体温がいつもより高めである、朝、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、ぐったりしている

◎予防接種

入園後に、予防接種の標準的なスケジュールに従って、体調が良い時に予防接種を受けるのは難しい場合が多いため、できる限り入園前に受けられるものは受けておくことをお勧めします。特に「麻疹」「水痘」は感染力が強いため必ず受けてください。接種後、ルクミー連絡帳にてお知らせください。

◎ひっかき、かみつき

特に0歳児から1歳児は、発達過程として他児の存在への気づきにより、かみつきやひっかきが多くみられるようになります。最初は他児との関わり方がわからずに噛んだり、ひっかいたりして自分の欲求を相手に伝えようとするのですが、他児との関わり方を伝えていくことにより、学んでいく大切な時期になります。

園では、そのような発達段階にある子たちをお預かりしていますので、注意深く関わり方を見ていきますが、トラブルになりそうだから離す、というのでは何も学べません。その瀬戸際に仲立ちとして入っていきます。それでも、かみつきが起こってしまうことがあった場合、噛まれてしまった子の保護者だけでなく、双方の保護者へお伝えしています。お子さまの発達段階をご家庭でも把握していただくことにより、休日に公園や遊戯施設等に行かれた際の参考や対応としていただけるようお願いいたします。また、噛んでしまったことを責めるのではなく、どのようにお友だちに伝えるのが良かったのかを学ばせてあげてください。

◎SIDS（乳幼児突然死症候群）

SIDSとは…事故ではなく病気「窒息死」とは別物

乳幼児突然死症候群(Sudden Infant Death Syndrome)は、それまで元気な乳幼児が、主として睡眠中に突然死亡状態で発見されるもので、原則として1歳未満の乳児に起こる。日本で の発症頻度はおおよそ出生 6000～7000 人に 1 人と推定され、生後 4か月をピークに 2ヶ月から 6ヶ月に多く、稀には 1 歳以上で発症することがある。従来、リスク因子として妊婦および養育者の喫煙、非母乳保育、うつぶせ寝などがあげられている。原因に関しては、睡眠に随伴した覚醒反応の低下を含めた脳機能の異常、先天性代謝異常の存在、感染症、慢性の低酸素症の存在、等々種々のものが考えられているが、未だ解明に至っていない。

(乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン 2012:厚生労働省発表)

園でのSIDS・窒息予防、対応

- ・ 入園面接時に危険因子（養育者の喫煙、非母乳保育、うつぶせ寝）を持っているか把握し、毎朝登園時には、症状、呼吸状態、顔色、体温等観察します。
- ・ 午睡室には、必ず睡眠チェック専属で職員が在室します。
- ・ 仰向けに寝かせ呼吸状態をチェックします。(0歳児5分毎、1～2歳児10分毎)
- ・ 掛け物は顔にかからないようにし、掛けすぎ、温めすぎに注意します。
- ・ 異常発見時は、速やかに蘇生を行います。(心肺蘇生術を身に付けています)
- ・ 睡眠時に寝返りをした場合は睡眠の妨げとならないよう仰向けにします。

(健常児は数か月直し続けると慣れます。数か月直し続けても慣れない場合、囑託医に相談させていただくことがあります)

◎感染症予防

毎月「ほけんだより」にて感染症予防について情報提供していきますので、よく目を通してください。

感染症

★感染症：感染症の登園基準があります

◎文部科学省学校保健法により感染性の病気に罹患した場合は、登園を停止しなければならないことが指示されています。登園の際に必要な書類が2種類あります。罹った感染症によって使用する用紙と記入者が違いますが、どちらも医師の診断によって登園開始となります。保育園は集団生活です。お子様の健康状態が保育園での生活に支障がないこと、他児への感染についてなど医師と相談の上、登園して下さい。ご理解とご協力をお願いします。

「登園許可証明書；医師記入の意見書」

「登園届」3種類（インフルエンザ・コロナ・その他）：保護者用・保護者＋医師記入

(HP保護者ページ内掲載)

感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に関しては、以下の配慮をお願い致します。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団保育に適応出来る状態に回復していること

1) 医師が記入した意見書が必要な感染症 → 医師記入の意見書を提出

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|----------------------------------|----------------------------|---|
| 麻疹(はしか) | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| 風疹 | 発疹出現の7日前から7日後くらい | 発疹が消失していること |
| 水痘(水ぼうそう) | 発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | (-) | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌剤を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗生物質製剤による、5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111など) | (-) | 医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満のこどもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること |
| 急性出血性結膜炎 | (-) | 医師により感染の恐れがないとみとめられていること |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | (-) | 医師により感染の恐れがないとみとめられていること |

2) 診断時に医師記入が必要で、かつ保護者が記入する登園届が必要な感染症 → コロナ・インフル専用登園届を提出

| | | |
|--------------|--|---|
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前24時間から発症後3日程度までがもっとも感染力が強い) | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあっては、3日経過していること) |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日間 | 発症した5日間を経過し、かつ症状が警戒した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として5日 |

3) 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 → 保護者記入の登園届を提出

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発疹出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス) | 症状のある間と、症状が消失後1週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスは排泄しているので注意) | 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹(ヘルペス) | 水疱を形成している間 | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること |
| 突発性発疹 | (-) | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

4) 登園届は必要ないが、医師の診断および治療が必要な感染症 → 保育園へ報告してください

| 病名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 頭じらみ症 | 発症から駆除開始し数日間 | 駆除を開始していること |
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 湿潤な発疹がある間 | 皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のもの |
| 伝染性軟属腫(水いぼ) | (-) | 掻き壊し傷から浸出液が出ている時は覆うこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている

2024.4.1改

《インフルエンザ発症時の対応について》

| | | | | | | | | |
|----------------------|--|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| インフルエンザとは | | | | | | | | |
| 病原体： | インフルエンザウイルス | | | | | | | |
| 潜伏期間： | 1～4日 | | | | | | | |
| 症状特徴： | 突然の高熱が出現し3～4日続く 倦怠感・食欲不振・関節痛・筋肉痛等の全身症状や、咽頭痛・鼻汁・咳等の気道症状を伴う。通常1週間程度で回復しますが、気管支炎・肺炎・中耳炎・熱性けいれん・急性脳症等の合併症が起こることがある。 | | | | | | | |
| 予防： | 不活化ワクチン…インフルエンザの発症を予防することや、発症後の重症化や死亡を予防することに対して一定の効果がある。 | | | | | | | |
| 治療方法： | ノイラミニダーゼ阻害剤を中心とする抗インフルエンザ薬を使用。発症早期に使用した場合には、症状の早期改善が期待される。 | | | | | | | |
| 留意点： | <p>保育所内でインフルエンザへの感染が疑われる事例が発生した場合には、疑いがある者を隔離します。</p> <p>園児の家族が罹患した場合は職員までお知らせください。潜伏期間がありますので家庭保育を推奨します。</p> <p>13歳未満の子どもの場合には、流行期に入る前にワクチンを2～4週間の間隔をあけて2回接種を受けることが重要です。</p> <p>37度台の発熱でも陽性の場合があるので、発熱したら受診をお勧めします。受診の目安は[発熱してから12時間～24時間以内]とされています。 (発熱してすぐに受診しても検査の反応が出ません。)</p> <p>登園の目安：発熱後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過する、両方を満たしてから登園可能となります。発症とは医師が発症したと診断した日です。 (解熱後の日数は、大人とは違いますのでお気をつけください)</p> <p style="text-align: center;">診断時に医師記入が必要な「インフルエンザ専用の登園届」が必要です。</p> <p>厚生労働省 感染症対策ガイドラインに則り規定された登園基準</p> | | | | | | | |
| ★発症後1日で解熱した場合 | | | | | | | | |
| 発症 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 休養 | 登園可能 | | |
| ★発症後2日で解熱した場合 | | | | | | | | |
| 発症 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 登園可能 | | |
| ★発症後3日で解熱した場合 | | | | | | | | |
| 発症 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 登園可能 | |
| ★発症後4日で解熱した場合 | | | | | | | | |
| 発症 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| | | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 登園可能 |

《新型コロナウイルスについて》

| | | | | | | | |
|------------------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 新型コロナウイルスとは | | | | | | | |
| 病原体： | 新型コロナウイルス（SARSコロナウイルス） | | | | | | |
| 潜伏期間： | 約5日間。最長14日間とされていたが、オミクロン株では短縮傾向にあり中央値が約3日とされている。 | | | | | | |
| 症状： | 無症状のまま経過することもあるが、有症状者では発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚嗅覚異常などの症状が見られる | | | | | | |
| 感染経路： | 主な感染経路は飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染である | | | | | | |
| 予防： | 令和5年5月8日現在、新型コロナワクチンは日本国に住民登録のある生後6ヶ月以上の方が接種対象となっている。小児に接種可能なワクチンはメッセンジャーRNA（mRNAワクチン）で、12歳以上用及び、5～11歳用、生後6か月～4歳用の3種類のワクチンを用いて、それぞれの対象者に対して初回接種を実施している。（12歳以上用及び、5～11歳用のワクチンは初回接種で2回の接種を、生後6か月～4歳用のワクチンは初回接種で3回の接種を実施する）また、初回接種（1.2回目接種）を完了した5歳以上の方を対象として、1人1回のオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している。 | | | | | | |
| 治療方法： | 治療については軽症の場合は経過観察のみで自然軽快することが多く、必要に応じて解熱剤等の対症療法を行う | | | | | | |
| 留意点： | 保育所における新型コロナウイルス感染症の基本的対策としては、手洗い等により手指を清潔（感染拡大防止策等）に保つことや、換気を行うことが有効である | | | | | | |
| | マスクの着用については、2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えることや自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため着用は奨められていない。2歳以上についてもマスクの着用は求めている。 | | | | | | |
| 【新型コロナウイルス感染症にり患した場合】 | | | | | | | |
| | （1）登園の目安 | | | | | | |
| | 発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで | | | | | | |
| | ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。 | | | | | | |
| | 火曜日 (0日) | 水曜日 (1日) | 木曜日 (2日) | 金曜日 (3日) | 土曜日 (4日) | 日曜日 (5日) | 月曜日 (6日) |
| | 5 日 間 | | | | | | |
| | 発症 | | | | 軽症 軽快 | → 1日経過 | 登園可能 |
| | （2）登園再開について | | | | | | |
| | 診断時に医師記入が必要な「 新型コロナウイルス感染症専用の登園届 」が必要です | | | | | | |
| | ※検査陰性証明書は不要です。 | | | | | | |

《感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）発症時の対応について》

| | |
|-----------------|---|
| 感染性胃腸炎とは | |
| 原因： | ノロウイルスやロタウイルスによるもの 主に経口・飛沫感染だが、ノロウイルスは食品からの感染もある。 |
| 症状： | 激しい嘔吐の症状が突然現れ、下痢が続き発熱もある。ロタウイルスに感染した場合は便が白っぽくなることもある。乳幼児から高齢者まで幅広く感染し、11月から3月頃に多発する。 |
| 潜伏期間： | ノロウイルス…12～48時間　ロタウイルス…1～3日 |
| 原因： | ノロウイルスやロタウイルスによるもの |
| 予防： | 石鹸を使いしっかりと手を洗う。 便や嘔吐の処理をする時は、素手で触らずビニール手袋を使用する。 洗濯する場合は、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に10分以上浸した後洗濯してください。 ※（0.1%次亜塩素酸ナトリウム…家庭用塩素系漂白剤として市販されているハイターブリー1ℓペットボトル1本分の水にキャップ5杯の原液を入れる。（キャップ1杯=約5ml）） |
| 対応： | 脱水症状にならないようにイオン飲料や湯冷ましなど、水分補給をする。 |

* 保育園での嘔吐・下痢による衣類の処理について *

感染を防ぐため、水道で水洗いをすることは避けたいと思います。嘔吐・下痢便が衣類に付着した場合は、すぐにビニール袋に入れて密封し、お持ち帰りいただきますのでご了承ください。集団の中で、お友だちの嘔吐物が付着してしまう場合もありますが、その際も同様の対応をさせていただきます。

ご家庭で洗濯をされる際には、感染にお気を付けくださいますようお願いいたします。感染を防ぐためには、開封せずに処分することが理想です。処分することも頭の中に入れて頂き、大事な洋服での登園は控えて頂きますと安心です。

園での与薬について

投薬依頼は医師の指示でやむを得ず必要な場合のみ受け付けます。

「与薬に関する主治医意見書」、「与薬依頼書」(HP 保護者ページ内掲載)をよく確認し、内容をご理解の上、薬の持参服用の依頼をして下さい。

厚生労働省からの通達として、原則、保育者が医療行為や投薬を行うことはできません。薬は本来、保護者が自己の責任において服用・投与するものです。しかしながら障害児保育・保育時間の延長等の傾向下において、慢性疾患等やむをえない場合に限り、医師の指示で必要かつ最小限の与薬を行います。

風邪薬などは、医師へ朝夕の2回で処方していただけるようお願いしてください。

【園で与薬に協力できる薬剤】

- ・ 抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬等、慢性疾患のために決まった時刻に投薬することが必要であると、医師が判断した薬剤
- ・ 熱性けいれん予防用ダイアップ坐剤、アレルギー児の誤食用抗ヒスタミン剤等
- ・ 医師が処方した塗り薬（保育時間中にどうしても外用する必要がある場合のみ）

【提出が必要な書類】

- ・ 与薬依頼書（保護者記入）
- ・ 主治医意見書（医師記入）
- ・ 薬の説明書（コピー可）
- ・ 緊急時に備えた処方薬保管依頼書（頓服薬用）
- ・ 緊急時個別対応票（エピペン等、緊急投与が必要な薬剤用）

【薬の持参・保管】

- ・ 薬は1回分または1日分のみ預かり、毎日持ち帰る（外用薬も）ことを原則とします。（シロップの場合、1回分を小分けにしてください）
- ・ 薬包や容器にお名前を明記してください。
- ・ 必ず、保育者に手渡ししてください。ロッカーには入れないでください。
- ・ 降園時、空き薬包をお受け取りいただき、与薬依頼書で投与の確認をしてください。（与薬依頼書の返却はしませんが、コピー対応は可能です。）

【ホクナリンテープについて】

テープ薬を貼って登園される場合にも、以下の書類が必要になります。

- ・ 与薬依頼書（保護者記入）
- ・ 主治医意見書（医師記入）
- ・ 薬の説明書（コピー可）

上記書類をご持参の上、下記の対応をお願いいたします。

- ・ テープ薬にマジックで名前を書いてから体に貼る
- ・ テープをはっている位置をルクミー連絡帳：連絡欄に入力し、保育者に伝える
※基本的に、気管支を拡張しなければならないほど重篤な咳や気管支疾患の場合には、ご自宅にて静養して下さいますようお願いいたします。

9 アレルギー疾患に対する保育施設の対応

当法人の運営する保育施設給食について厚生労働省発出の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準じ、アレルギー疾患の児童に対しても食物アレルギーのない児童と変わらない安全、安心な保育施設での生活が送れる様に取り組んでいます。

- ① アレルギー疾患の状況の申告：アレルギー疾患（食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎）について保育施設での配慮が必要な場合、お知らせいただきます。
- ② 医師が記載した「指導表」の提出：園児のアレルギー疾患の状況を把握する医療機関にて診断を受けてください。食物除去の申請には医師の診断に基づいた「指導表」が必要となります。記入を依頼してください（食物除去は完全除去を原則とする横浜市の保育施設の状況をご説明ください）。その他、園での生活上で留意が必要な事項がある場合には、「指導票」により、医師、保護者、保育園にて情報共有を行い配慮していきます。
- ③ 個人面談：「指導表」を基に保育施設での生活、食事の具体的な取り組みについて協議し対応について確認します。その上でお子様の状況、保育施設での対応（緊急時等）について職員は共通理解をしていきます。
- ④ 「指導表」の見直し：「指導表」の『記載日』より1年経過する月末までに医療機関を再受診し、再提出もしくは解除届を提出してください。
- ⑤ 除去していた食物を解除、生活上の配慮を解除する場合：「指導表」の『保育所での生活上の留意点』で不要と診断された項目において、「除去解除届」の提出により解除します。
- ⑥ 保育施設で対応しきれない食物アレルギーがある場合：家庭からの弁当等持参をお願いすることがあります。詳細はご相談の上確認していきます。
- ⑦ その他：除去食対応についての要望は、状況によりお受けできない場合も有りますので、ご不明な点はご相談ください。

除去食対応について必要な提出書類：

- | | | |
|---|--------------|--------------|
| ① | 「生活管理指導表」 | 様式 1：医療機関 記入 |
| ② | 「食物アレルギー対応票」 | 様式 2：保護者 記入 |
| ③ | 「緊急時個別対応票」 | 様式 3：保護者 記入 |
| ④ | 「アレルギー対応申請書」 | 様式 5：保護者 記入 |

【必要に応じて】

- | | |
|----------|-------------|
| ・エピペン対応票 | 様式 4：保護者 記入 |
|----------|-------------|

【除去食対応を解除する場合】

- | | |
|----------|-------------|
| ・除去解除申請書 | 様式 6：保護者 記入 |
|----------|-------------|

10 緊急災害時の対応

保育園では避難を必要とする非常時を想定して、3段階の避難場所を設定しています。緊急時のお迎えについてご家族で確認しておいてください。

○避難場所

避難場所（いっとき避難場所）へ移動する際は玄関への張り紙等で移動したことが分かるようにしておきます。

- ① **西前小学校**（いっとき避難場所）一番近くて広くて安全な場所。避難の指示がでた場合こちらへ移動します。
- ② **西前小学校**（震災時避難場所）地震による家屋崩壊などで戻れない場合や情報、物資供給を受ける場合はこちらへ移動します。住所：西区中央 2-27-7
- ③ **稻荷台小学校**（その他）西前小学校方面への避難が危険であると判断した場合は、こちらへ移動します。住所：西区藤棚町 2-220
- ④ **野毛山公園（展望地区）**（広域避難場所）周辺火災の延焼拡大で危険になった時はこちらへ移動します。住所：西区老松町 63-10

○園児の引渡し

- ・園児は直接保護者に引き渡すことを原則とします。
- ・保護者が引き取りに来られない場合は、あらかじめ届出のある方（「緊急連絡・引き渡しカード」に記入の方）が引き取りに来てください。（確認の取れない方には引渡しはできません。）
- ・「緊急時連絡・引き渡しカード」の「※災害時使用欄」に記入してからの引き渡しになります。職員に無断で園児を連れて帰ることのないようにしてください。
- ・9月の防災の日に合わせて（1日が土日の場合、月曜）、引き渡し訓練を行います。

○園児の引渡し場所

- ・可能な限り保育園で行います。
- ・防災機関からの避難命令により、または園舎が被害を受けたために外部へ避難した場合は、いっとき避難場所か震災時避難場所、広域避難場所で行います。
- ・まち comi メール、災害時伝言ダイヤル「web171」、「ルクミーおたより」にて居場所をお知らせします

（災害時伝言ダイヤル「web171」については、引渡訓練時に体験を行います）

（まち comi メールの登録に変更・追加がある場合には、ご連絡ください）

○非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施しています。

◎避難訓練

避難訓練 月1～2回・消火訓練（月1回）・火災・地震・不審者・水害・風水害

◎非常備蓄品

非常備蓄品（避難リュック、水、備蓄食、懐中電灯、毛布、ラジオ、卓上コンロ等）

◎防災設備

消火器、消火布、誘導灯、防災カーテン使用、石油ストーブ、簡易トイレ 等



野毛山公園（展望地区）



11 延長保育、土曜保育の利用

1) 延長時間の考え方 (P.3 参照)

支給・認定区分によって延長保育となる時間が異なります。

早朝から登園し、延長保育をご利用になる場合、長時間保育による乳児時期の心身への影響をよく考慮してお申込みください。

2) 延長保育時の間食の提供について

18時30分以降延長保育を必要とする場合、間食を提供します。

ご利用の際は、ご相談ください。

3) 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。

- ・利用は事前申し込みをお願いします。
- ・育休特例で入所中の方など、もともと延長保育の利用要件がない方の申し込みはできません(疾病の場合など他の要件がある時は利用可能と判断する場合があります)
- ・利用料を滞納した場合は、利用を解除します
- ・0歳児の延長保育については、児童の心身への負担を考慮した上でお申し込みください

4) 申請

前月1日に「土曜保育・延長保育利用について」を配信します。

利用される場合、〆切日までに提出をお願いいたします。

延長を利用する前日まで変更可能(利用・キャンセル)ですので、お声がけください。

5) 利用料金

実際にご利用がなくても、利用前日までの申請内容にてお支払いとなります。

※横浜市保育所等利用案内 参照

6) 事前(前日まで)に申請のない延長保育 (例: 当日朝の申請。突然の残業)

あらかじめ、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の職員配置の準備等を行うことから、前日のお迎え時までに申請のない延長保育発生時は、実費として30分¥2,000の料金をお支払いいただきます。補食は準備がありません。

7) 保育の利用日

週6日登園するとどんなに園に慣れていても子どもたちは疲労します。土曜登園する場合、保護者の方と一緒に週のどこかでお休みをとってあげてください。心身ともに疲弊することで、大切なこの時期の健全な発達・発育から外れていかないよう、充分にご配慮ください。

延長保育料金一覧

1 延長保育料金（月額）

(1) 単価

| | |
|---------|---------------|
| 1か月利用 | 1,700円/30分あたり |
| 10日以内利用 | 850円/30分あたり |

※申し込みの例 毎日18:50頃のお迎え。1,700円/月

毎日19:10頃のお迎え。3,400円/月

月5日間19:10頃のお迎え、月15日間18:50頃のお迎え。

(1ヶ月利用30分) 1,700円 + (10日以内利用60分) 1,700円 = 3,400円

※10日以内利用で提出していて、10日を過ぎる場合は、前日までにお知らせして頂き、

1か月申請に変更していただきます。月額850円から1,700円に変更になります。

※30分利用申し込みで30分を過ぎた場合は、申請のない利用となりますので、2,000円の徴収となります。

※前日までは申請変更ができますので、早めにお知らせください。

※日割りでの計算はしませんので、1か月利用か10日以内利用でお申し込みください

※公共交通機関の遅延証明提出時、遅延証明の時間内のみ延長料金を徴収しません。

※開所時間外（19:30以降）の保育は行っておりません。過ぎてしまった場合は、きょうだい減免、AB階層減免の有無に関わらず、実費として1回30分あたり2,500円を徴収します

(2) きょうだい児減免

| | |
|-----|--------|
| 第二子 | 50%減免 |
| 第三子 | 100%減免 |

※多子減免の手続きを行った上での適用となります

(3) AB階層減免

| | |
|-------|-------|
| A・B階層 | 50%減免 |
|-------|-------|

※階層がCもしくはD階層へ変更となった場合は翌月から適用変更となります

2 延長保育間食代（1食単価 ¥80）

※横浜市延長保育料ガイドラインにより、一定の条件の世帯は軽減制度があります

※キャンセルは前日までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、料金をお支払いいただきます

※準備の都合上、追加も前日までとさせていただきます。

※状況等相談の上、間食を提供しないことは可能ですが、児童の健康を考慮すると、間食を提供することが前提となります。

12 苦情解決のしくみ

1 趣旨

社会福祉法 82 条に基づき、苦情解決に社会性や客観性を確保するとともに、利用の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。利用者と保育園の双方が協力し合って、質の高い保育を目指します。行政・保育園・保育士に対する要望や苦情・ご意見・相談事など遠慮なくお寄せいただき、それらを前向きに解決することにより、子どもたちの素晴らしい成長を図るとともに、私たちも子どもと共に成長していきたいと願っております。

2 苦情・要望等解決の体制：窓口

| | |
|---------|------------------------------|
| 苦情解決責任者 | 福田 美雪（西区中央もえぎ保育室 施設長） |
| 苦情受付担当者 | 斉藤 夕理（西区中央もえぎ保育室 保育士） |
| 第三者委員 | 塚越 知子（主任児童委員） 045-620-7656 |
| | 西岡 茂（民生委員・児童委員） 045-321-3047 |

3 苦情・要望等解決の為の窓口担当の役割

| | |
|------------|---|
| 相談・苦情受付担当者 | 利用者からの苦情・要望等を受付、相談・苦情解決責任者及び、第三者委員に報告し一連の経過と結果を記録する |
| 相談・苦情解決責任者 | 苦情・要望等解決の仕組みを利用者等に周知し、申出人との話し合いを行い 苦情解決と改善を図る |
| 第三者委員 | 苦情・要望等の内容を確認し、解決策を検討。解決が円滑、円満に図られるよう促進や助言をする。又、苦情解決に係る事案全容について経過や改善状況 結果についての報告を受ける |

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面（書式①）などにより苦情受付担当者が随時受付ます。又、玄関にご意見箱の設置があります。（厳封し、「苦情解決責任者宛て」および「第三者委員宛て」と明記していただき意見箱に投函していただければ、直接苦情を申し出ることもできます。）

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、下記へ申し立てることができます。

* 横浜市福祉調整委員会事務局 〒231-0017

横浜市中区港町 1-1 健康福祉局相談調整課

TEL : 045-671-4045 / fax : 045-681-5457

メールアドレス : kf-fukushisodan@city.yokohama.jp

* かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局 〒221-0825

神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

TEL : 045-311-8861 / fax : 045-312-6302

メールアドレス : tekisei@knsyk.jp

(5) 次のような苦情に係る事案は区役所へ報告致します

- ・ 第三者委員が関与することとなった苦情に係る事案
- ・ 市・区から同内容の苦情を受けた事案
- ・ 解決まで時間がかかることが想定される事案

13 個人情報取り扱い ～「個人情報の取得・取り扱いに関する同意書」より抜粋～

1. 個人情報の取得及び利用目的

当園では、皆様からご提供いただく個人情報は、法令・法規を遵守し、主たる利用目的の通りに取得・利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関（行政機関、医療機関、福祉機関など）との連携や当園内の保育研究活動、広報活動、職員求人等、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で取得・利用いたします。

（個人情報の主な利用目的）

- ・ 入所申込、退所、登降園時刻、保育料の徴収、メール配信に関する情報の管理
- ・ 家庭状況や面談の記録・成長・発育、健康診断や身体測定結果の記録・園内掲示（ロッカー・靴箱、制作物誕生表・壁面装飾等）・写真販売（ルクミーフォトにて販売）
- ・ 就職説明会掲示、西区役所やスマイルポートでのパネル掲示等
- ・ ホームページ、保育士求人誌、求人サイト等における保育活動中の画像の掲示

※写真に関しては園児等の氏名・生年月日や住所等の個人情報は記載いたしません。保育中の写真を使用いたします。ただし、事前に保護者から写真使用拒否等の申し出があった場合には配慮いたします。

2. 個人情報の管理及び第三者開示

皆様から取得しました個人情報については、各情報の管理責任者が厳重に管理しており、漏洩、流用、改ざん等の防止に努めます。

当園では、個人情報管理者（施設長）を設置し、個人情報保護法その他関連する法律等を遵守し、管理責任者のもとで厳重なセキュリティー対策を実施し、園内研修や職員会議等で職員に周知徹底させ、適切に個人情報を管理していきます。

また、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもちろん離職後も含め守秘義務を厳守します。当園が収集した個人情報を無関係な第三者に提供することはありません。

但し、個人情報保護の体制を整備した協力企業（保育支援 ICT システム会社等）との間で厳格な個人情報保護の契約を結び、皆様の情報を処理するためにその情報を預託することがあります。

また、警察、児童相談所、行政、及びこれらに準ずる機関より個人情報の照会があったときは、当園が適法・適正であると判断した場合に限り、これらの機関に個人情報を開示することをご了承ください。

3. 個人情報の開示・訂正・削除

当園が管理する個人データについてお問い合わせいただいた際、個人情報の所有者ご本人からのお問い合わせであることを確認したうえで、登園の運営管理に支障をきたさない合理的な範囲で保有している個人データについてのお問い合わせに応じるものとします。また、個人情報の開示のご要望につきましては、文書にて対応するものとします。卒園・転園をされたお子さまの個人情報については法令に定める期間を保管したのち、当園で責任を持って廃棄いたします。

14 虐待防止のための措置

～「運営規定」より抜粋～

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

虐待の分類『横浜市子ども虐待防止ハンドブック』より

ア 身体的虐待

殴る・蹴る、激しく揺さぶる・タバコなどによるやけどなどの外傷を負わせる・熱湯をかけるなど故意にやけどを負わせる・溺れさせる・首を絞める・戸外に閉め出す・意図的に子どもを病気にさせる。

イ ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

食事を与えない・同居人が虐待していても放置する・乳幼児を自転車や家に残したまま外出する・子どもを遺棄したり、置き去りにする・ひどく不潔にする・重い病気になっても病院に連れて行かない・子どもの意思に反して、学校等に登校させない・登校を促す努力をしない

ウ 心理的虐待

子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう・言葉による脅し・無視したり、拒否的な態度を示す・きょうだい間で差別的な扱いをする・子どもの自尊心を傷つけるような言動

エ 性的虐待

子どもへの性的行為・性器や性的行為を見せる・ポルノグラフィーの被写体とする・子どもの性器を 触る、または、子どもの性器を触らせるなどの性的行為

15 その他

○ マンション前は駐車禁止

マンション周辺の路上駐車は禁止です。近隣のコインパーキングをご利用ください。

○ 虫よけシール（かゆみ止めパッチ、冷却シートは不可）

下着に貼って登園しても良いですが、前後1枚ずつのみでお願いします。園児同士で剥がしてしまわないよう、見えない箇所に貼るようご配慮をお願い致します。

貼った箇所を**必ずルクミー連絡帳：連絡欄に入力してください。**

また剥がれ落ちる可能性があるため、貼り直し、貼り換えはしません。

（ご自宅にて午睡後の下着へ貼り、名前を記入したジップロック等に入れて持参いただくと効果が持続するかと思われず。

必ずルクミー連絡帳に「登園時〇枚貼っている」「PMの下着に〇枚貼ってある」と入力してください）貼りつけていない予備のシールはお預かりできません。

冷却シート、日焼け止め、虫よけ、かゆみ止め、かゆみ止めパッチ、爪切り、は園では使用しません。

○ 予防接種

保育園では低年齢児が集団で長時間一緒に生活します。感染症にかかるリスクを少なくするため、予防接種で予防が可能な疾患については、早めのワクチン接種をお願いいたします。

接種後、ルクミー連絡帳等にてご連絡をお願いいたします。

○ ベビーカー置き場

用途：送迎時に使用するベビーカーを一時置き場として利用可能

（遠方の方、0歳～1歳半 優先。夜間はお預かりできません）

整理：スペースが限られていますので、できるだけ薄くたたんで置いてください。

園では歩く力を育てています。1歳半を過ぎましたら、手をつないで歩いて

通園していただくのが望ましいです。2歳児は進級を考え歩きましょう。

○ お中元等の戴き物

育援会では、いかなる名目であっても保護者の皆さまからの贈り物はお受けしておりません。皆さまとの公平なご関係を維持するための措置です。

ご理解いただき、お気持ちだけ頂戴させていただきます。

○ 運営委員会

運営者の相談に応じていただいたり、意見を述べていただき、保護者や地域に開かれた施設として園児の健やかな成長を図ることを目的とします。

任期は1年（延長可）、年1回以上開催いたします。役員は、施設長、保育士、社会福祉事業の知識経験を有する方（法人外の方）、保護者の方から2名選出させていただきます。

年間行事予定

| | | | |
|-----|-------------------|---------------|----------------------|
| 4月 | 慣らし保育 | | |
| 5月 | ◆親子遠足 (5/18) | | 健康診断 |
| 6月 | ◆懇談会 (6/24) | | 歯科検診 |
| 7月 | 七夕 プール開き | | ※地域支援講座 |
| 8月 | ◆個人面談 | | |
| 9月 | ◆引き渡し訓練 (9/2) | 運営委員会 | ※地域支援講座 |
| 10月 | ピクニック ハロウィン | ◆親子遠足 (希望者のみ) | |
| 11月 | ◆お店屋さんごっこ (11/30) | | 健康診断・歯科健診 ※地域支援講座 |
| 12月 | クリスマス会 | | |
| 1月 | | | ※地域支援講座 |
| 2月 | 節分 ◆果物狩り | | |
| 3月 | ひなまつり おわかれ遠足 | ◆新年度説明会 | |
| | ◆おわかれかい (3/23) | | |

【毎月】 誕生会、身体測定、避難訓練

【随時】 ◆一日保育参加

◆ = 保護者参加行事

※ = 育援会合同活動

園の概要

- 施設の名称 西区中央もえぎ保育室
- 設置者 特定非営利活動法人 育援会 理事長 山本肇
所在地：〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町 2-46-8 シアトルハウス 1F
電話/FAX：045-444-9884 HP：https://moegi-ikuenkai.ed.jp/
※事務所 横浜市保土ヶ谷区川辺町 6-3 西方ビル新館 41号室
電話 045-624-8855 / FAX 045-624-8897
- 施設の所在地 〒220-0051 横浜市西区中央 2-44-3 ライオンズマンション大前西横浜 101号室
電話/FAX 045-321-9666
園携帯電話 080-4181-0398
- 施設の概要 65.51㎡（保育室 31.03㎡）
- 職員体制 施設長 1名、保育士 7名（常勤3名、非常勤4名）、保育補助 1名、
栄養士 1名（常勤）、調理員 1名（非常勤）
- 利用定員 0歳児 3名 1歳児 3名 2歳児 3名（合計 9名）
- 連携園 認可保育所 桃の木保育園 西区中央 2-42-15-101
（公園交流、優先入所枠確保）
幼稚園 ばらの幼稚園 西区西戸部町 3丁目 291
（園庭利用、卒園児優先入所枠確保）
- 交通 相鉄西横浜駅 徒歩 8分 京急戸部駅 徒歩 7分
（西区役所近く 西前小学校裏門斜め前）

- 地図



